

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定組織、透明性のある企業統治により、経営の健全化、効率化、透明性を確保し、継続的な成長を維持することが重要であると考えております。

株主をはじめとしたステークホルダーの信頼を得て、社会的な要請や期待に応えることで当社の企業価値を高めるためにも、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題の一つであると認識し、着実に実行していくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 ジェネシス	797,801	24.59
中村 憲司	713,125	21.98
大和コンピューター社員持株会	258,354	7.96
SCSK 株式会社	255,511	7.87
日本証券金融 株式会社	96,800	2.98
京都中央信用金庫	79,860	2.46
林 正	64,186	1.97
テイネン 株式会社	63,888	1.96
中村 眞理子	54,503	1.68
中村 雅昭	54,503	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	中村 憲司
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

前記「2. 資本構成」につきましては、2019年7月31日時点の状況を記載しております。

当社は2019年8月1日を効力発生日として、1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いました。上記における2019年7月31日現在の所有株式数及び割合は、2019年7月31日現在において、当該株式分割が行われたものと仮定し算出しており、割合については自己株式47,363株を控除して計算しております。

当社の主要株主である中村憲司の議決権所有割合は22.26%ですが、2親等以内の親族の保有株式、中村憲司及びその2親等内の親族が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の保有株式を合わせますと議決権所有割合が55.96%となることから支配株主に該当致します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	7月
-----	----

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主及びその近親者との取引は、報告日現在において無く、今後も行う予定はありません。また、業務執行は取締役会規程及び職務権限規程に基づき行われており、社外監査役2名を含む全監査役が少数株主保護の観点から監査を実施し、少数株主に不利益を与えることのないよう対応する所存であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田代 来	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代 来	○	——	税理士として培われてきた会計知識及びコンサルタントや他社での監査役としての経験を有しており、当社との関係において、客観的で中立的な立場を保持しているため、一般株主との利益相反を生じるようなおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は適宜会計監査人による監査に立ち会うと共に、期末監査について会計監査人から報告及び説明を受けるほか、定期的に会合を開催することにより、相互の情報交換、意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

また、適宜内部監査人による監査に立ち会うと共に、定期的に会合を開催することにより、相互の情報交換、意見交換を行い、監査項目の調整を図るなど、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷川 雅一	弁護士													
阿部 修二	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷川 雅一	○	独立役員として指定している社外監査役の谷川雅一氏が現在所属する野村総合法律事務所と当社との間には、取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。なお同氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しており、当社との関係において、客観的で中立的な立場を保持しているため、一般株主との利益相反を生じようなおそれは無いものと判断し、独立役員に指定いたしました。
阿部 修二		当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に平成22年まで在籍しており、当社とEY新日本有限責任監査法人との間には、年間1000万円超の取引があります。	長年公認会計士、税理士として培われた会計知識と元監査法人の社員としての豊富な経験を有していることから、当社の経営の監督と独立した立場からの公正かつ客観的な監査を遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

第43期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。
本制度は、取締役（社外取締役を除く。）への株式報酬の付与を行い、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。
本制度に基づき、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額300万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与を含みません。）、取締役会決議に基づき、現物出資に対して当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は60,000株以内、取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会の決議において決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2019年7月期の当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
社内取締役を支払った報酬 69,200千円
監査役（社外監査役を除く）を支払った報酬 9,540千円
社外役員を支払った報酬 9,740千円
使用人兼務取締役の使用人給与はありません。
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の職務を補助する専任の使用人は置いておりませんが、内部監査人が社外監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を適宜補助しております。
また、監査役会の開催により、常勤監査役から非常勤監査役に対しての情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、企業環境の変化への対応と経営の透明性の維持を実現するため、第34期定時株主総会において、監査役会ならびに会計監査人を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでおります。
取締役会は社外取締役1名を含む男性4名、女性1名の5名の取締役で構成され、定時取締役会は原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、取締役会への出席、部門長会議の出席のほか、内部監査人、会計監査人と連携しつつ、稟議案件・業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行を監査する所存であります。
会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任しており、計算書類の適正性の確保や会計基準の変更等の速やかな対応が可能な環境にあります。

業務執行に関しましては、迅速な意思決定の実現のために部門長会議を運営しております。部門長会議は、経営陣と各部門の責任者との協議の場であり、毎月の経営状況についてのレビューを実施し、業務状況の確認や課題解決の指示を行っております。

役員報酬等の額の決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬等の総額は株主総会において決議しております。取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い外部の有識者を社外取締役及び社外監査役として選任しており、経営監視機能としては十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	利便性を考えた会場の選定と集中日を意識的に回避して総会日を決定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期についての決算説明会を開催しております。内容は、代表者による業績概要及び来期の見通し、中期的な目標・戦略の説明等であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.daiwa-computer.co.jp/jp/)に投資家向け情報のページを設け、決算情報、その他の適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画部であり、IR担当役員は取締役専務執行役員企画管理本部長 林 正であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に準拠した環境保全活動を行っております。
その他	JISQ15001(プライバシーマーク)に準拠し、個人情報を保護しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
 - ・社外取締役を選任し、取締役会の監督機能を強化するとともに、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。
 - ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定めております。
 - ・取締役会の決定に関する議事録、稟議書などの書類については、社内規程に則り保存し、閲覧可能な状態を維持しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・想定できるリスク発生の可能性について各部門、各グループ会社から情報収集し、部門長会議等を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めております。また、重要な問題につきましては取締役会で適切かつ迅速に対応する体制を整えております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的 to 実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役会、会計監査人と密接な連携をとっております。
- (6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下の3)及び4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ・取締役会規程に従い開催される定例の取締役会にて、子会社の業務執行や月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
 - 2) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の想定できるリスク発生の可能性について情報収集し、取締役会を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めるとともに、重要な問題につきましては適切かつ迅速に対応する体制を整えております。
 - 3) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社は、取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
 - 4) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
 - ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的 to 実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役、会計監査人と密接な連携をとっております。
 - ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当社は、監査役を補助する専任の使用人は置いておりませんが、内部監査人が監査役と連携をとり、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役を補助するに必要事項(調査依頼、情報収集等)を適宜補助しております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・専任の使用人の代わりとしての内部監査人は、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役を補助するに必要事項(調査依頼、情報収集等)を適宜補助しております。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・内部監査人は、指示に対する監査役を補助するに必要事項(調査依頼、情報収集等)を監査役に報告しております。
- (10) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与ならびに使用人が当該監査役設置会社の監査役へ報告するための体制
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況の報告を行っております。また、取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告することにしております。
 - 2) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
 - ・監査役監査規程に従い、定例の監査役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行について監査役に報告を行っております。
- (11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当該株式会社及び子会社に共通に適用される内部通報制度運用規程において、相談または通報者の保護を図っております。
- (12) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役を補助するに必要事項(調査依頼、情報収集等)を監査役に報告しております。
- (13) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会及び部門長会議への出席のほか、内部監査人、会計監査人と連携しつつ稟議案件・業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行を監査する体制を整えております。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、経営企画部を中心に体制を整え、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築しております。

(15) 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社は、「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求に対しては、弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求に対しては、弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行います。なお、万一に備え、警察、顧問弁護士等の関係の強化を図るとともに、企業防衛対策協議会に入会し、各社の企業防衛に対する取組内容等の研修への定期的な参加による情報の収集を行い、社内への周知徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

